

山　監　査　第　4　0　号

令和元年（2019年）5月9日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

令和元年5月9日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

福祉部

高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、子育て支援課、日の出保育園、下津保育園、厚陽保育園、津布田保育園、出合保育園、国保年金課、健康増進課及び福祉指導監査室

3 監査の期間

平成 31 年 4 月 11 日から平成 31 年 4 月 25 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 30 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 徹収事務について

(債権管理関係)

対象者の台帳の納入通知書、督促状、催告書の発行年月日の各欄がほとんど空白である。これでは適正な不納欠損処分も行えないのではないかと憂慮される。

債権管理簿の整理については、H28 年度にも指摘したことであるが、その際の措置として、H29 年度より生活保護システムを利用して適切な処理を行うとのことであったが、進展がみられない。課全体の問題として取り組まれたい。

【社会福祉課】